

「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」について

セイリン株式会社

2015年3月制定

2019年8月改定

1. 指針策定にあたり

セイリン株式会社(以下、当社)は、一般社団法人 日本医療機器産業連合会(以下、医機連)において定める「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づき、当社の活動における医療機関等との関係の透明性及び信頼性を確保するため「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」を定め、当社における行動指針とします。

当社は、あらゆる活動において、医機連で定める「倫理綱領」、「企業行動憲章」、「医療機器業プロモーションコード」及び医療機器公正取引協議会が定める「医療機器業公正競争規約」とそれらの精神に従い、医療機関等との関係の透明性に関する企業方針を表明します。

2. 公開方法

当社ウェブサイト(<http://www.seirin.jp>)に公開します。

3. 公開時期

前年度の実績を当該年度の決算終了後の適切な時期に公開します。

4. 公開対象

医機連の「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に定める「公開対象」に応じ、準ずるよう努めます。

※医機連「企業倫理・プロモーションコード・透明性ガイドライン」ホームページ(2019年8月現在)

<http://www.jfmda.gr.jp/promotioncode/>

以上